経済環境常任委員会報告資料①

熊本県地下水保全推進本部について

令和６年(2024 年)７月２日
環境政策課

１　目的

熊本の宝である地下水の確実な保全を図るため、庁内関係部局が一体となって、課題解決に向けた取組みを迅速かつ強力に推進する。

２　推進本部の概要

○本部会議メンバー：知事（本部長）、両副知事、知事部局関係各部（公室）長、教育長、企業局長、県央・県北広域本部長
○幹事会メンバー　：環境局長（リーダー）、庁内関係所属長

３　第１回熊本県地下水保全推進本部会議（5/27 開催）の概要

（報告事項１）熊本の地下水の現状と保全に係る取組みについて
- 半導体関連企業の集積を見据えた地下水量の保全対策
- 法令等に基づく監視・半導体関連企業集積に伴う環境モニタリング
- 令和５年度台湾訪問調査の報告、広報展開について
- PFOS 及び PFOA の水質調査、地下水の硝酸性窒素対策
- 下水処理施設、有明工業用水道

（報告事項２）推進本部での対応項目について

＜地下水量の保全＞
- 地下水涵養の推進
- 地下水取水量の削減
  （有明工業用水道の未利用水活用、工場内の使用水の再利用）
- 地下水位の継続監視及び大規模取水の影響シミュレーション
- 県民への情報発信及び水を守る県民運動

＜地下水質の保全＞
- PFOS、PFOA 調査結果を踏まえた適切な対応
- 硝酸性窒素対策
- 半導体工場等からの排水対策
- 法令等規制物質に加え、規制外物質の環境モニタリング結果を踏まえた適切な対応
- 県民への情報発信

４　今後の予定

○幹事会において実質的な議論を重ねていく。
○今年度中に１～２回程度本部会議を開催し、取組みの進捗等について報告する。

令和６年度　第１回熊本県地下水保全推進本部

次第

日時：令和６年５月２７日（月）１０時～
場所：知事応接室

１　開　会

２　知事（本部長）　挨拶

３　報告事項

（１）熊本の地下水の現状と保全に係る取組について　資料１

（２）推進本部での対応項目について　資料２

４　意見交換

５　閉　会

半導体関連企業の集積を見据えた地下水量の保全対策のこれまでの取組

【地下水涵養の推進】

【資料１】

【地下水監視体制の強化】

①観測井戸の設置による地下水位の監視

・局地的な地下水位への影響の有無を早期に確認するため、令和5年度、セミコンテクノパーク内に県内34箇所目となる観測井戸を新たに設置し、常時監視を開始。

・観測井戸の増設とともに、県民がいつでも地下水位をホームページ上で確認できるシステム構築のための関連予算を6月議会で提案予定。

③地下水取水等による影響のシミュレーション

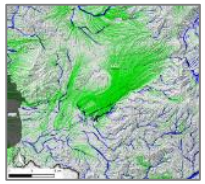

・熊本大学等により構築された水循環シミュレーターモデル「GETFLOWS」を活用し、大規模取水や開発等による周辺地下水への影響の予測、対策の効果の検証等を実施。

②江津湖の湧水量調査

・くまもと地下水財団により、定期的に江津湖の湧水量を調査。

【その他】

・有明工業用水道の未利用水を活用した半導体関連企業への給水に向けた取組みを推進。

・地下水取水量削減に向け、工場内使用水の再利用に係る先進地調査のための関連予算を6月議会で提案予定。

【地下水涵養指針改正】 地下水取水量が増える場合、見合う量の涵養義務として、涵養量1割から10割に。

①くまもと地下水財団による冬期湛水事業

・平成24年度から、益城町、甲佐町、御船町、西原村、大津町等の台地部の水田において、11月から3月の非かんがい期に湛水事業を実施。

・令和4年度の推定涵養量は、**362万t**。

・令和5年度は、大津町の真木地区や矢護川地区で実施面積を拡大するとともに、白川中流域で初めてとなる冬期湛水事業を大津町瀬田地区で試験的に実施するなどの取組みにより、涵養量を**約200万t拡大**。**令和6年度はさらに拡大見込み。**

（左）大津町真木（右）大津町瀬田地区

③主食用米の作付面積拡大

・令和6年度、白川中流域における米の作付面積拡大に向け、企業が地元産の米を通常単価に農家への支援金を上乗せして購入し、社員食堂で使用する新たな仕組を構築。

・令和6年4月にJASMが開始しており、**段階的に参加企業を拡大し、涵養量として最大300万tの増を計画。**

②水循環型営農推進協議会による白川中流域水田湛水事業

・平成16年度から、白川中流域（主に菊陽町、大津町）の転作田において、営農の一環として、作付けの合間に1～3か月間の湛水を実施。

・令和6年度、従来の夏期湛水に加え、新たに冬期湛水を開始予定。冬期湛水による涵養量は**約330万t**の見込み。

・また、令和6年度は、農家への協力金の引き上げの効果もあり、同協議会全体の涵養量が、令和5年度の**1，592万t**から**約2，800万tと約1，200万t増の見込み**。

法令等に基づく監視・半導体関連企業集積に伴う環境モニタリング

1　排水処理の流れの例と法令等に基づく監視

・半導体工場からの排水は、工場内の排水処理施設で下水道法の基準内まで有害物質等を除去し、下水道に排出。
・下水処理場では、水質汚濁防止法の基準内まで汚れを除去し河川に放流。

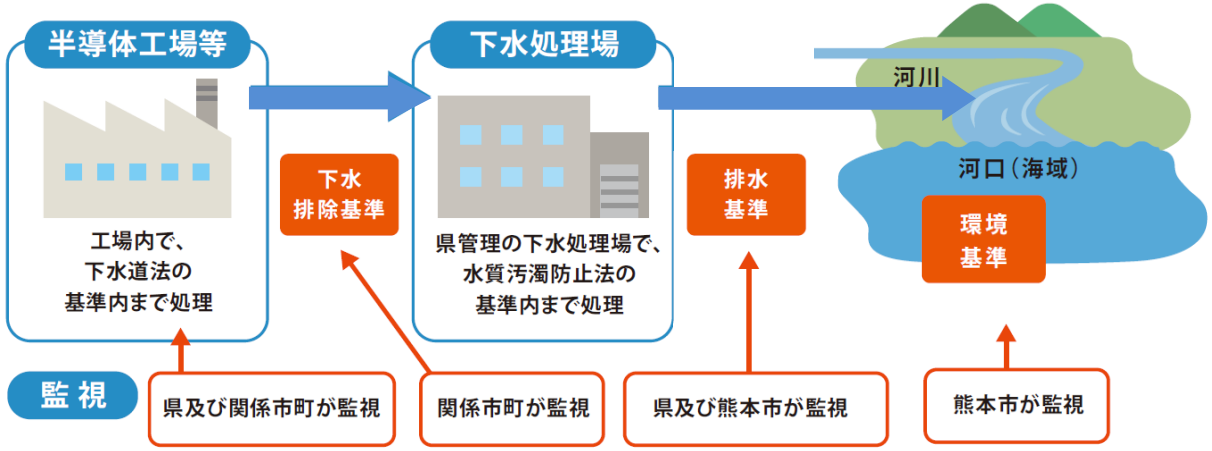

○県と関係市町が連携して水質監視。
○結果等は公開するとともに、法令等に基づき対応する。

2　半導体関連企業集積周辺地域における規制外物質の環境モニタリング

・県民の不安解消を図るとともに、予防的な対策を講じるため、法令等に基づく監視に加え、規制外物質のモニタリングを実施。新たな工場稼働前後の環境の変化を客観的かつ科学的に把握。
・専門家委員会（令和５年度設置）の意見を踏まえ、モニタリングを実施。

法規制物質
有害物質28項目

法規制外物質追加モニタリング

項目
金属類：ガリウム等の金属18項目
化学物質：有機フッ素化合物250項目
その他の化学物質10,000項目
（スクリーニング調査）　等

地点：13地点
坪井川3地点、有明海1地点、
地下水7地点、
熊本北部浄化センター排水
等

○令和６年末の工場稼働後調査のデータを踏まえた解析、専門家委員会の検証を経て公開するとともに、適切な対応につなげる。

台湾訪問調査について

令和５年８月に台湾を訪問し、TSMCが立地するサイエンスパーク周辺の環境状況について、地元行政機関との意見交換及びモニタリング結果を確認

○台湾の環境法令に基づく規制基準が遵守されており、水質等の環境上の問題は特になかった

○TSMCでは環境への負荷ゼロを目指し、ゼロエミッション（廃棄物ゼロ）や水資源保全などの取組が全社的に推進されていた

広報展開について

地下水保全の取組み等を県民等に広く情報発信し、理解の促進を図るための広報ツール（パンフレット・動画）を、令和６年３月に作成

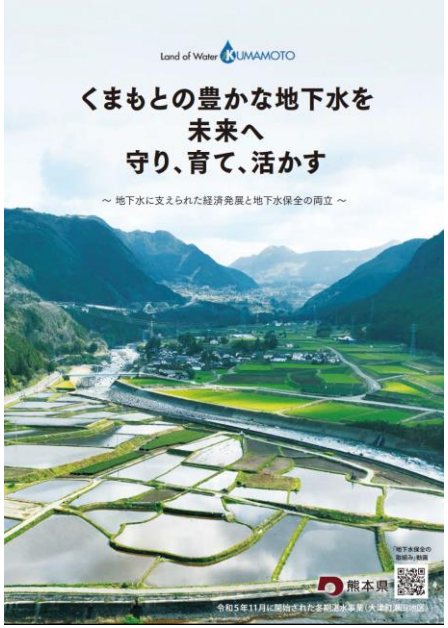

○県HPに公開しており、各種説明会や県職員研修資料としても活用していく

ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの水質調査

１ ＰＦＯＳ（ピーフォス）、ＰＦＯＡ（ピーフォア）とは

①それぞれ有機フッ素化合物の１つ。環境基準項目とされていないが、令和２年度に国が「知見の集積に努めるべき項目（要監視項目）」に追加し、指針値（暫定）50ng/L（ナノグラム（10億分の1ｇ）パーリットル）を設定。水道水についても同様に、暫定目標値50ng/Lを設定。

②これまでの主な用途等
半導体製造、泡消火薬剤、フッ素ポリマー加工助剤など
※既に国内法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）で製造、輸入等が原則禁止。

２　調査

令和５年度

①地下水及び河川

県：１７地点（地下水１２、河川５）
熊本市：４５地点（地下水３９、河川６）
※追加調査の地点数を除く
合計：６２地点（地下水５１、河川１１）
⇒<u>県：指針値（暫定）超過なし</u>
熊本市：結果を集計中

②水道

市町村等の水道事業者に水道水の水質検査を働きかけ、２１事業者が実施
⇒<u>暫定目標値超過なし</u>

令和６年度

①地下水及び河川

県：７３地点（地下水６０、河川１３）
熊本市：４５地点（地下水３９、河川６）
国土交通省：４地点（河川４）
合計：１２２地点（地下水９９、河川２３）
⇒関係機関が連携し、令和６年度までに「<u>全市町村の地下水</u>」「<u>主要河川最下流の全環境基準点</u>」を調査

②水道

水質検査の働きかけを継続するとともに、主要な水源（１４地点）について、関係水道事業者と共同でＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの水質検査を実施

３　指針値（暫定）等の超過が確認された際の対応

国の「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡに関する対応の手引き」に沿って、指針値を超過した井戸の所有者に飲用を控えるよう周知するとともに、超過範囲を確認するための追加調査を行う。

地下水の硝酸性窒素対策

硝酸性窒素とは

乳幼児等が摂取することにより酸素欠乏症を引き起こすことが知られている水道水源の８割を地下水に頼る本県において、**高濃度化を防ぐ対策が必要**

高濃度化の原因

①生活排水の不適切な処理
②家畜排せつ物の不適切な処理
③窒素肥料の溶脱

→ 環境基準／水道水質基準 ］ 10mg/L の超過

【これまで】 基準超過井戸が多く見られた熊本地域、荒尾地域において削減計画を策定し、対策を実施

【課題】 両地域以外でも基準超過井戸が見られていることから、**地域の状況に応じた取組**が重要

対　策　の　推　進

地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画

（第一期:R6～25）

○県内全市町村（熊本市除く）を以下の２つに分類し、県が市町村の個別計画策定を支援

取組推進市町村
濃度低減に向け更なる取組の推進

↑ R6～8に重点的に個別計画策定を支援

予防推進市町村
従来の対策を継続し濃度推移を注視

↑ R9、10に個別計画又は指針の策定を支援

県
①地下水質の調査・解析結果の提供
②県内の効果的な取組等の情報提供　等

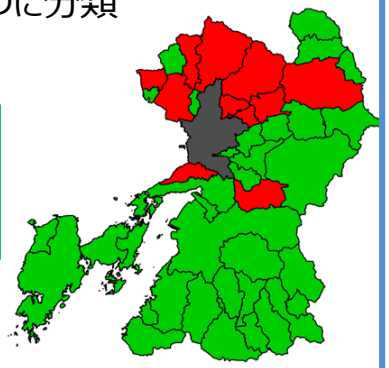

赤：取組推進市町村（11市町）
緑：予防推進市町村（33市町村）
黒：熊本市（独自に策定済）

熊本地域硝酸性窒素削減計画

（第一期:H17～R6）

○熊本地域11市町村において関係機関と連携し、発生源対策、窒素流通対策、啓発等を推進
○令和6年度末までに第二期計画を策定予定

荒尾地域硝酸性窒素削減計画

（第一期:H15～R4、第二期:R5～24）

○令和4年度末に第二期計画を策定
○従来の取組に加え、農地の土壌分析による濃度状況の把握及びそれに基づく対策推進など新たな対策を追加

竜門ダム、白石頭首工及び新規半導体関連企業給水先(想定)位置関係図

資料2

熊本県地下水保全推進本部　対応項目

＜テーマ＞地下水量の保全
地下水涵養の推進
地下水取水量の削減（有明工業用水道の未利用水活用、工場内の使用水の再利用）
地下水位の継続監視及び大規模取水の影響シミュレーション
県民への情報発信及び水を守る県民運動
＜テーマ＞地下水質の保全
PFOS、PFOA調査結果を踏まえた適切な対応
硝酸性窒素対策
半導体工場からの排水対策
法令等規制物質に加え、規制外物質の環境モニタリング結果を踏まえた適切な対応
県民への情報発信

熊本県地下水保全推進本部

熊本の宝である地下水の確実な保全を図るため、庁内関係部局が一体となって、課題解決に向けた取組を迅速かつ強力に推進する。地下水の保全を具体的に推進するため、幹事会を置く。

本部会議	（メンバー）　知事（本部長）、両副知事、知事部局関係各部（公室）長、教育長、企業局長、県央・県北本部長
幹事会	（メンバー）　庁内関係所属長

①地下水量の保全

地下水涵養の推進、
地下水取水量の削減、
地下水位の監視、情報発信

②地下水質の保全

PFOS・PFOA調査、硝酸性窒素対策、
半導体工場からの排水対策、
環境モニタリング、情報発信

※幹事会では市町村等の関係者に出席を依頼することができる

経済環境常任委員会報告資料②

水俣病対策の状況について

令和６年（2024 年）７月２日
環境政策課・水俣病審査課

１　認定審査業務の状況について

（１）認定審査の状況

・令和５年度は、認定審査会を計６回開催し、105 人を審査。
・引き続き、申請者の個々の事情に丁寧に対応しながら着実に進めていく。

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6※
認定審査会	５回	５回	５回	６回	６回	１回
審査数	250	120	85	120	105	15

※令和６年５月末現在

（２）認定申請の状況

・未決定者数は、平成 27 年度末の 1,264 人から令和６年５月末の 331 人まで減少。
・未決定者のうち、多忙や体調不良等により検診等の日程調整が困難な方や寝たきり等で移動が困難な方など、審査に時間を要する方々が約５割。また、約６割が再申請者となっている。
・審査に時間を要する方々については、申請者の個々の事情を確認した上で、意向に沿えるよう文書や訪問により調整を重ねるとともに、往診や送迎支援を行うなど、より丁寧な対応を行っていく。

年度	H27	R1	R2	R3	R4	R5	R6※
申請者数	375	99	46	108	149	83	6
認定者数	2	1	0	0	1	0	0
棄却者数	17	276	98	77	116	108	14
年度末未決定者数 （うち初回申請者）	1,264 (1,220)	419 (286)	359 (235)	369 (188)	380 (129)	344 (138)	331 (135)

※令和６年５月末現在

２　裁判等の状況について

・熊本県が被告となっている係属中の裁判は、今年５月末現在、国家賠償等請求訴訟が４件、本県の棄却決定の取消しと認定義務付けを求める行政訴訟が４件、合計８件となっている。（下表「係属中の水俣病関係訴訟」参照）
・このほか、公健法に基づく申請に係る棄却決定に対する行政不服審査も、今年５月末現在で50件の請求が出されている。

【係属中の水俣病関係訴訟】

令和６年５月末現在

	提訴日	裁判所	原告	被告	請求内容
①	H25.6.20※	熊本地裁 ⇒福岡高裁	1～2陣　143人 （水俣病不知火患者会）	国・熊本県 ・チッソ	損害賠償
②	H25.6.20※	熊本地裁	3～14陣　1,256人 （水俣病不知火患者会）	同上	同上
③	H26.8.12※	東京地裁	74人 （水俣病不知火患者会）	同上	同上
④	H26.9.29※	大阪地裁 ⇒大阪高裁	127人 （水俣病不知火患者会）	同上	同上
⑤	H27.10.15	福岡高裁	7人 （水俣病被害者互助会）	熊本県・ 鹿児島県	棄却取消し・ 認定義務付け
⑥	H30.12.19	熊本地裁	1人 （個人）	熊本県	同上
⑦	R2.6.18	熊本地裁	1人 （個人）	同上	同上
⑧	R4.5.25	大阪地裁	1人 （個人）	同上	同上

※　記載の期日は、第１陣の提訴日。

①ノーモア・ミナマタ熊本訴訟（1～2陣）判決について
・令和６年３月２２日、熊本地裁
・原告ら144人全員の請求を棄却（うち25人に対しては水俣病罹患を認めたが、除斥期間の適用により損害賠償請求権を棄却）
・令和６年４月４日、原告143人が控訴

④ノーモア・ミナマタ近畿訴訟判決について
・令和５年９月２７日、大阪地裁
・原告ら128人全員について、水俣病に罹患していると認定し、１人につき損害賠償金275万円及び遅延損害金の支払請求（うち国県は122名分）を認める。
・令和５年１０月１０日、国・県控訴

【不服審査請求】

再調査請求　　７件（令和６年５月末現在）
審査請求　　43件（令和６年５月末現在）

参　考

【ノーモア・ミナマタ熊本訴訟判決について】

（１）訴訟の概要

提 訴 日：平成２５年６月２０日（第１陣）※以後、第１４陣まで追加提訴
裁 判 所：熊本地方裁判所
当 事 者：原告（過去に不知火海沿岸等に居住した１，４００人）
被告（国、熊本県、チッソ株式会社）
請求内容：原告が被告に対して、チッソ水俣工場から排出されたメチル水銀によって汚染された魚介類を摂取し、これによって感覚障害等の健康被害を受けたとして国家賠償法等に基づく損害賠償を請求するもの。（損害賠償額１人４５０万円。）
主な争点：各原告の水俣病罹患の有無及び除斥期間の適用
⇒原告は、公健法上の水俣病認定に用いられる「総合的検討」に対し、独自の病像論と診断基準を主張

（２）判決の内容

原告１，４００人のうち、１・２陣１４４人について分離判決。
判　決　日：令和６年３月２２日
判決の概要：原告ら１４４人全員の請求を棄却
（うち２５人に対しては水俣病罹患を認めたが、除斥期間の適用により損害賠償請求権を棄却）
判決理由の概要：
① 水俣病の罹患の判断は総合的見地からの検討が必要であり、原告らが作成した共通診断書のみでは水俣病と診断することはできない。
② 曝露終了から概ね１０年以内に水俣病の症状が現れるであろうと考えられ、水俣病罹患が認められた２５人についても、発症時期から２０年の除斥期間が経過している。

（３）控訴

令和６年４月４日（木）　原告１４３人が控訴

３　ＪＮＣ株式会社（チッソ事業子会社）の令和５年度決算の概要について

ＪＮＣ株式会社の令和５年度決算概要が、今年５月１４日に以下のとおり発表された。

・円安の影響による化学品の輸出回復や、水力発電所の発電量の増加により、売上は増加したが、連結グループ子会社の業績不振に伴う各子会社からの配当金が減少したことにより、減益となり、売上高は約５４６億円、経常利益は１８億円であった。
・金融支援抜本策における経常利益目標額の５３億円を下回る額ではあるが、患者補償金の支払は確実に遂行するとのこと。

【過去１０年間のＪＮＣ（株）の経営状況の推移】　　単位：億円

会計年度	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
売上高	８２６	８５２	７５０	７６２	６４９
経常利益	１０３	７６	６０	５６	５３
会計年度	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
売上高	５９７	５０６	５８１	５３５	５４６
経常利益	３２	１７	２５	２５	１８

【参考１】経常利益の配分図（ＪＮＣ（株）Ｒ５決算反映）

（単位:億円）

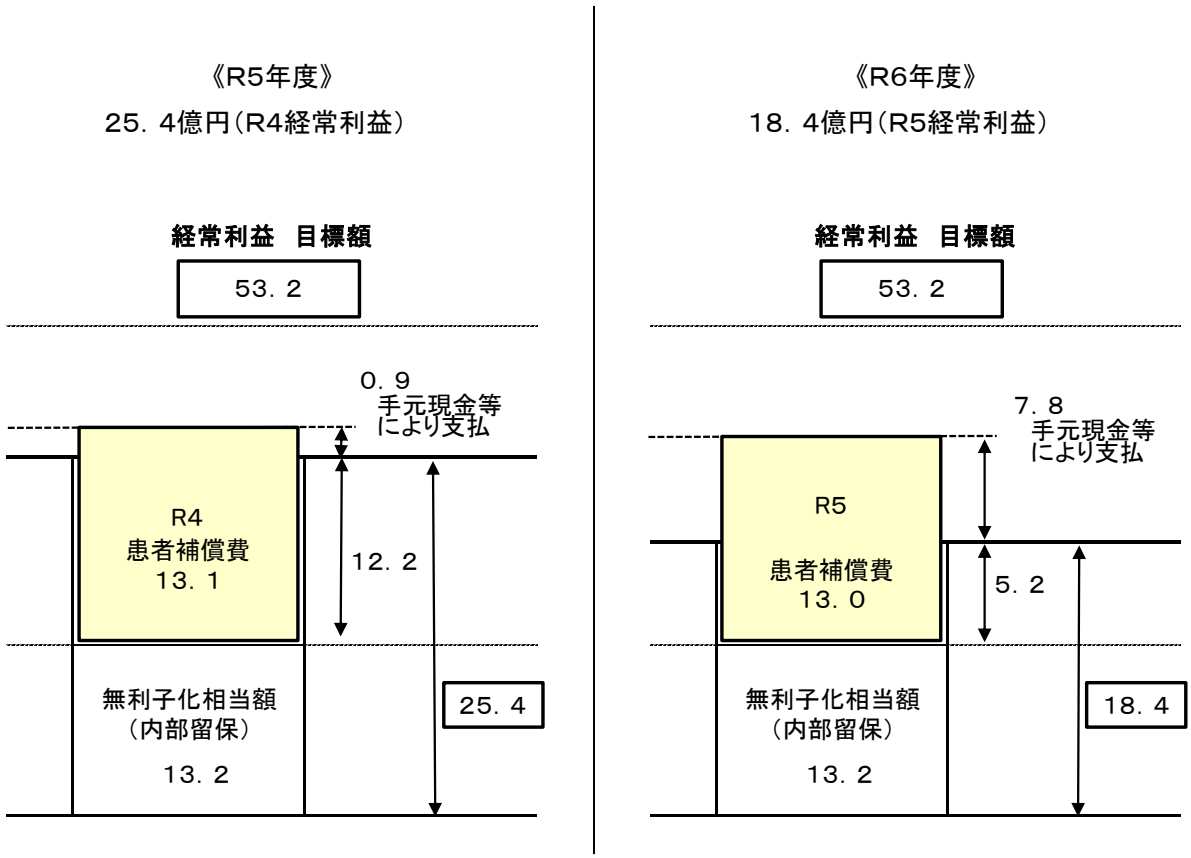

※端数処理により各数値の計が一致しないことがあります。

【参考2】チッソ株式会社に対する金融支援措置の仕組み（JNC（株）R5決算反映）

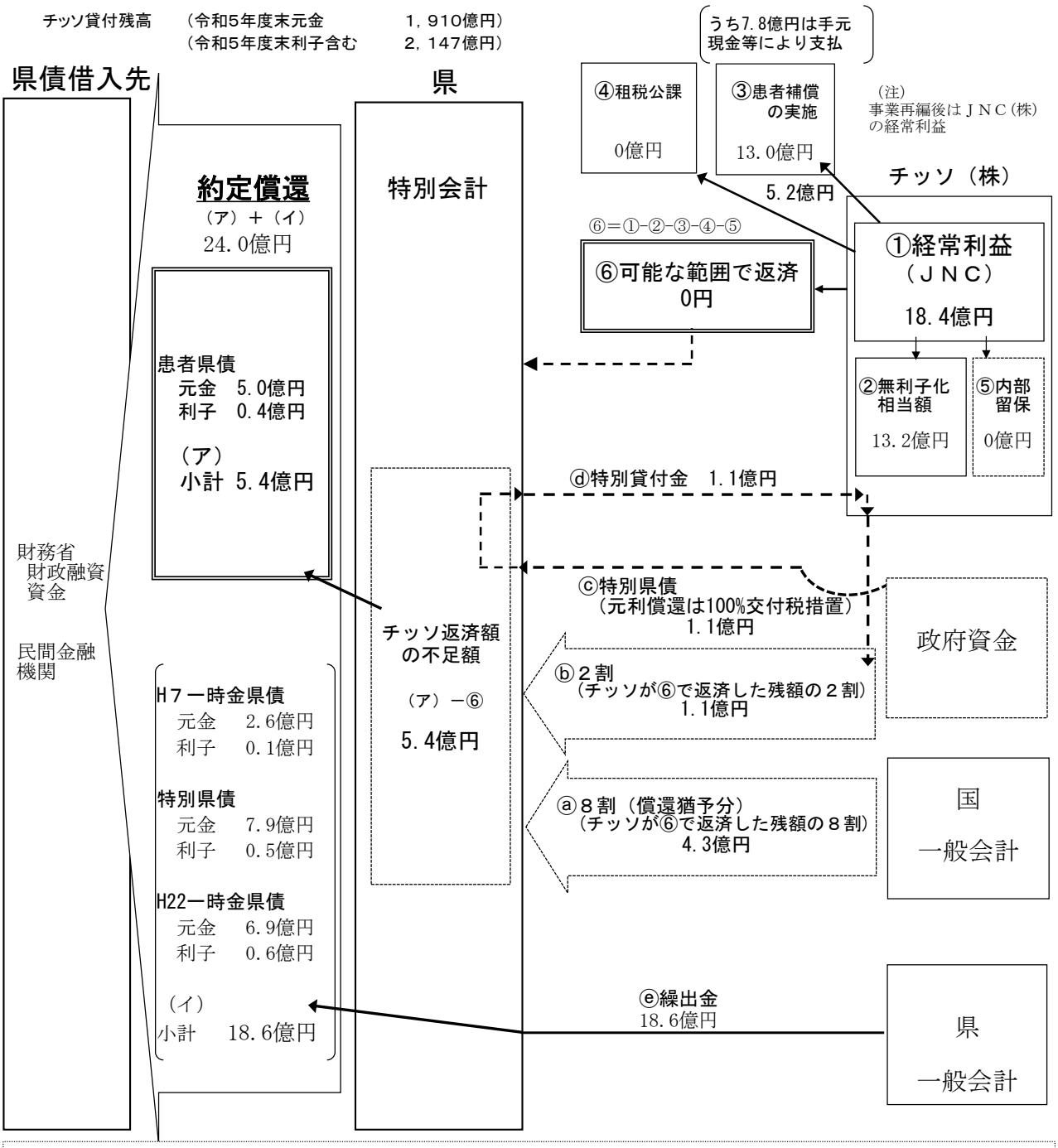

■患者県債
　患者補償金の支払によりチッソの経営が危機的状況に陥ったため、国の要請を受け、昭和53年から、患者補償の資金不足を補うため、患者補償支払額の範囲内で、県が県債を発行し、チッソに貸し付けたもの（平成12年からチッソ金融支援抜本策の実施に伴い、患者県債方式は廃止）。

■Ｈ７一時金県債
　平成７年の政治解決に基づきチッソが支払う一時金等の資金を、（財）水俣病問題解決支援財団から貸し付けるための出資金（負担割合：国85%、県15%）に係る県負担分について、県債を発行したもの。

■特別県債
　平成12年のチッソ金融支援抜本策により、チッソは経常利益から可能な範囲で県へ債務を返済し、約定償還に不足する額について、８割を支払猶予し、２割については、特別県債を発行し、チッソに償還のため貸し付けているもの。

■Ｈ２２一時金県債
　水俣病被害者救済特措法による救済に基づき、チッソが支払う一時金等の資金を、（財）水俣・芦北地域振興財団から貸し付けるための出資金（負担割合：国85%、県15%）に係る県負担分について、県債を発行したもの。

経済環境常任委員会報告資料③

「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果（令和５年度）

令和６年（2024年）７月２日
環境保全課・港湾課・都市計画課

１　水俣湾の水質等の水銀調査結果・・・・・・・・・[環境保全課]

（１）調査の趣旨

平成１３年（２００１年）３月１４日付けで策定した「水俣湾環境対策基本方針（水俣湾魚介類の安全確認後の対応について）」に基づき、中長期的視点から水俣湾の環境状況を把握するため、平成１３年度（２００１年度）から毎年、水質、底質、埋立地周辺地下水及び魚介類の水銀含有量等について調査を実施している。

（２）調査項目、調査時期等

調査項目	調査対象	調査時期等
水　質	湾内　2地点	R5.6、8、10、R6.2（年4回）
底　質	湾内　3地点	R5.10（年1回）
地下水	埋立地周辺　2地点	R5.8、R6.2（年2回）
魚介類	湾内　2魚種	R5.7（年1回）

（３）調査結果

ア　水質及び地下水ともに、全ての調査において総水銀は検出されなかった。

イ　底質については、総水銀は３地点全て「水銀を含む底質の暫定除去基準」を超えなかった。

ウ　魚介類については、「魚介類の水銀の暫定的規制値」を超えなかった。

調査項目	令和５年度結果	基 準 値
水　質	総水銀:0.0005mg/L 未満	環境基準 0.0005mg/L 以下
底　質	総水銀:2.0～4.0ppm	水銀を含む底質の暫定除去基準 25ppm 以下
地下水	総水銀:0.0005mg/L 未満	環境基準 0.0005mg/L 以下
魚介類	（カサゴ） 総水銀：0.27ppm ﾒﾁﾙ水銀：0.20ppm （ササノハベラ） 総水銀：0.14ppm ﾒﾁﾙ水銀：0.11ppm	魚介類の水銀の暫定的規制値 総水銀：0.4ppm 以下 ﾒﾁﾙ水銀：0.3ppm 以下 （注）暫定的規制値とは 魚種ごとに総水銀含有量の平均値が 0.4ppm を超え、かつ、メチル水銀含有量の平均値が 0.3ppm を超えるものをいう。

（４）今後の対応

令和６年度（２０２４年度）も、同様の調査を予定している。

２　水俣湾埋立地の点検・調査結果・・・・・・・・・・[港湾課・都市計画課]

（１）点検・調査の趣旨

水俣湾埋立地の点検・調査は、「水俣湾環境対策基本方針」に基づき、埋立地の安全性の確認と必要な補修を把握することを目的として、平成１３年度から毎年実施している。点検・調査の内容は、「水俣港埋立地管理補修マニュアル（令和５年９月改訂）」による。

（２）点検・調査項目、調査時期等

点検・調査項目	調査対象	調査時期
水質検査	埋立地護岸前面海域（6 地点） 埋立地内地下水（2 地点）	R5.10～R6.3 （年１回）
地盤調査	埋立地全域の地盤高測定(約 58ha、93 箇所)	
構造物変状調査	護岸・岸壁・物揚場・水路の変位・劣化 損傷及び鋼材の腐食状況調査等（約 5km）	

（３）点検・調査結果

ア　埋立護岸前面海域（６地点）及び埋立地内地下水（２地点）を採水し調査した結果、総水銀は検出されなかった。

イ　埋立地全域での地盤高測定の結果、異常な沈下及び陥没は見られなかった。

ウ　埋立地外周施設(護岸・岸壁・物揚場)及び水路における変位・劣化・損傷及び鋼材の腐食状況調査の結果、構造に影響を及ぼすような変状等は見られなかった。

点検・ 調査項目	令和５年度結果	基 準 値
水質検査	総水銀:0.0005mg/L 未満	環境基準 0.0005mg/L 以下
	アルキル水銀:不検出	環境基準 検出されないこと
地盤調査	エプロン部: 前年度からの差：最大 25㎜ 埋立部: 前年度からの差：最大 24㎜ 排水路: 前年度からの差：最大 18㎜	前年度から 200～300㎜ 以上の沈下がないこと
構造物 変状調査	施設の安全性、機能上の問題なし。また、緊急に補修が必要となる箇所なし。	目視点検し、安全性、機能上の問題がないこと
	防食管理電位：最大約-850mV	防食管理電位が-800mV 以下であること

（４）今後の対応

令和６年度（２０２４年度）も、同様の点検・調査を予定している。

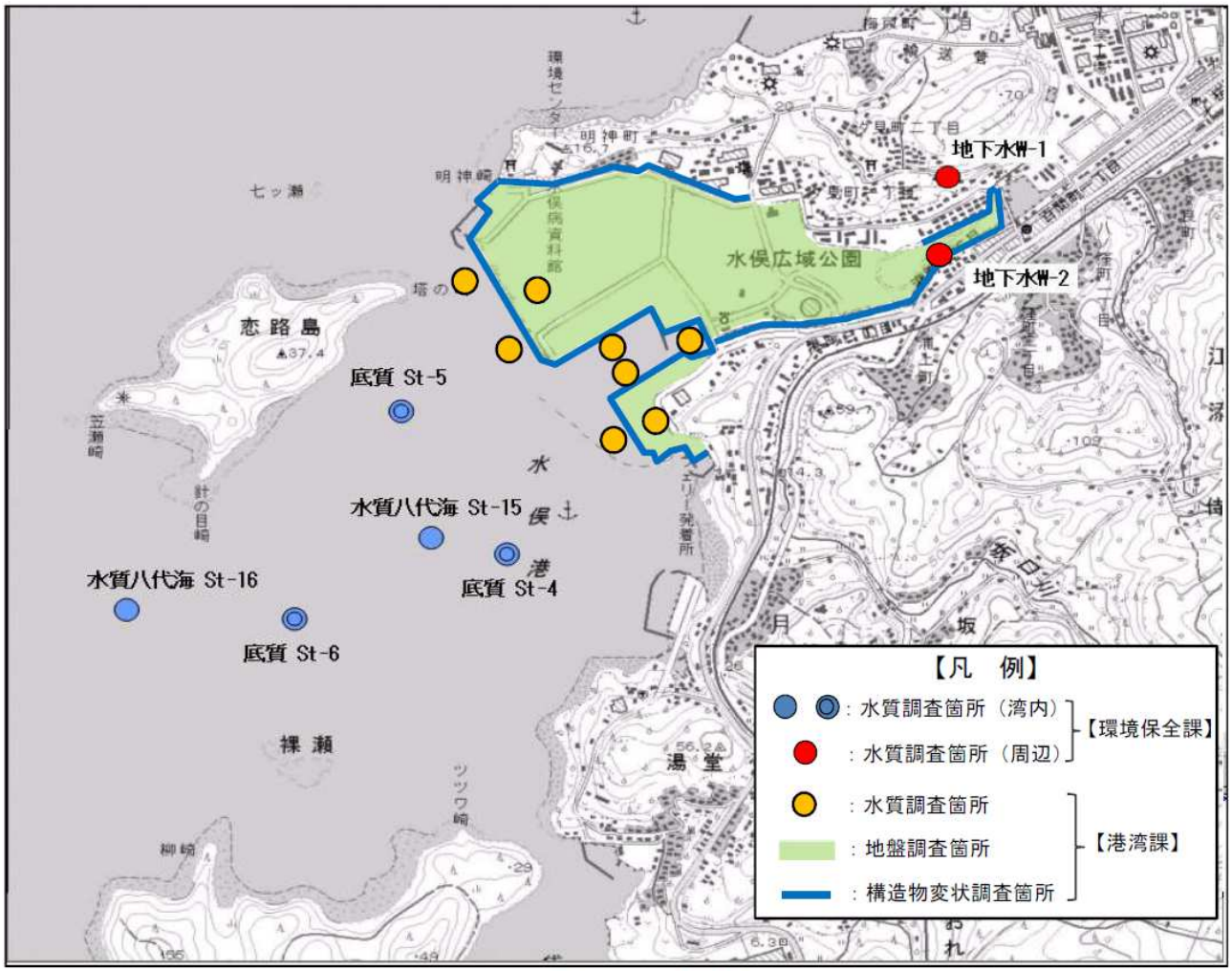
地下水W-1
地下水W-2
水俣広域公園
底質 St-5
水質八代海 St-15
底質 St-4
水質八代海 St-16
底質 St-6
恋路島
水俣港
裸瀬
湯堂
【凡　例】
：水質調査箇所（湾内）
：水質調査箇所（周辺）
【環境保全課】
：水質調査箇所
：地盤調査箇所
：構造物変状調査箇所
【港湾課】

図：水俣湾の調査箇所

報告事項

熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組みについて

R5年度の主な取組みの実績・成果 | R6年度の取組内容・状況 今後の取組みの方向性 等 | 関連データ・写真等

《Ⅰ 条例の周知、受注機会の増大等》

①庁内各部局に本条例を周知するとともに、工事の共通仕様書に県内企業等の利用についての努力規定を記載した。【商政・監理・土技管・県警】

②**R5年度施行の「公契約条例（基本理念として県内事業者の受注機会の確保等を含む）」において広報・周知に取り組み、県内事業者からの調達を推進。**【管調】

③新たな事業分野の開拓を図る事業者が開発した製品を認定し（R5年度は2品目を新たに認定）、随意契約により調達できるようにすることで認定事業者の販路拡大等に繋げ、新規事業への取組み意欲の高揚を図った。【産支】

〇左記①～③のほか、次に掲げる事項等に引き続き取り組む。

・優良な工事を施工した事業者の表彰【土技管】

・再エネ施設建設に係る協定(内容に建設及び操業に伴う役務、資材及び物資の地元からの優先調達を含む)の締結【エネ】

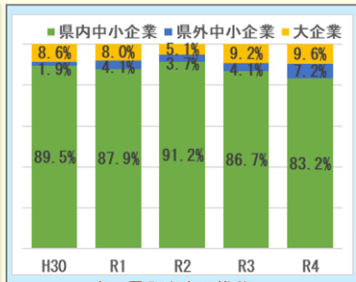

官公需発注率の推移

新事業支援調達制度の認定商品例
（みなみ阿蘇ビール）

《Ⅱ 中小企業振興に関する基本方針に基づく取組み》

（１）産業の高付加価値化及び新たな産業の創出の促進 ［関連予算］R5年度：249,871千円、 R6年度223,653千円（うち６月補正計上38,187千円）

①高い付加価値額（年間10億円以上）を生み出し、地域経済を牽引する「リーディング企業」を創出するため、産業支援機関等と連携した伴走支援や販路開拓等への助成等に取り組んだ。（R5年度は新たに2社を「リーディング企業」に認定）【産支】

②新たな成長産業の創出につながるベンチャー企業等の取組みを支援するために設立した「熊本県次世代ベンチャー創出支援コンソーシアム」のコンテストにおいて25社・チームを発掘した。【産支】

〇左記①、②(6補)のほか、次に掲げる事項等に引き続き取り組む。

・事業主への業種転換・多角化を含めた経営支援・雇用確保支援【労雇】

・インキュベーション施設による創業支援【産支】

・スタートアップ企業への補助金による支援【産支】（6補）

・観光地の高付加価値化や多様な観光客の受入体制の整備への支援【観企】

ﾘｰﾃﾞｨﾝｸﾞ企業認定式((株)シマヅテック)

熊本ﾃｯｸｸﾞﾗﾝﾌﾟﾘ
（熊本県次世代ﾍﾞﾝﾁｬｰ創出支援ｺﾝｿｰｼｱﾑ）

（２）中小企業者の経営の革新の促進 ［関連予算］R5年度：178,136千円、R6年度：154,070千円 （うち６月補正計上28,944千円）

①中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する経営革新計画について、その策定を支援した。（R5年度経営革新計画承認件数：商業サービス業案件 32件、工業案件 5件）【商金・産支】

②くまもと産業支援財団が実施する県内中小企業の販路拡大支援や、企業からの相談に応じた専門家派遣等に対する助成を通じ、県内中小企業の経営支援に取り組んだ。（R5年度実績：各種商談会等におけるマッチング件数 延べ278件、専門家派遣数 延べ62回）【産支】

〇左記①、②のほか、次に掲げる事項等に引き続き取り組む。

・プロフェッショナル人材戦略拠点による(副業・兼業を含めた様々な働き方による)プロフェッショナル人材獲得の支援【産支】

・相談対応や初期経費に対する助成等を通じた企業の農業参入の促進及び定着化【流ア】（6補）

県内中小企業等を
対象としたマッチングイベント

参入企業による収穫の様子

（３）中小企業者の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保 ［関連予算］R5年度：68,281,079千円、R6年度：55,721,675千円 （うち6月補正計上754,846千円）

①コロナの長期化や物価高等の影響を受けている事業者や、熊本地震及びR2年7月豪雨災害の被災事業者への資金繰り支援を行った。（融資実績：コロナ 2,394件・305億円、地震 1件・0.5億円、R2.7月豪雨 1件・0.1億円）【商金】

②熊本地震で被災した中小企業等グループが、県が認定した「復興事業計画」に基づく施設・設備の復旧等に要する経費の一部を補助した。【商金】

③R2年7月豪雨で被災した中小企業者等の生業の再建に向けて、施設・設備の復旧等に要する経費の一部を補助した。【商金】

④利益向上による持続的な賃上げ等を実現するため、国・県の補助事業を活用し生産性の向上に取り組んでおり、R5年度の最低賃金引き上げを受けて賃上げを実施した又はする予定の事業者に対し て 、補助事業に係る自己負担分の一部を補助した。（実績374件、約3.2億円）【商金】

⑤成長と分配の好循環を生み出すべく、労務費を含むコスト上昇分を事業者が適切に価格転嫁できる気運を醸成することを目的に商工団体や関係機関と「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結し、県内企業等を対象とした啓発セミナーを開催した。【商政・商金】

〇左記①については、TSMC進出の効果を県全体に波及させ、県経済の活性化を図ることを目的に、県制度融資に新資金を創設し、台湾に関連する事業に取り組む中小企業者への資金繰り支援を行う。【商金】(6補)

〇左記②、③については、再建を目指す全ての事業者の事業再開まで支援を継続する。【商金】

〇左記⑤については、協定に基づき関係団体と協力し周知啓発に努めるとともに、下請け企業との望ましい取引慣行の遵守などを企業が宣言する「パートナーシップ構築宣言」の登録推進のため補助金の加点措置などの優遇措置の適用可否を検討する。【商政】

〇そのほか、次に掲げる事項等に引き続き取り組む。

・中小企業の企業連携を促進し、経営基盤の強化を図るために熊本県中小企業団体中央会が実施する組織化及び組合運営の指導等に要する経費の補助【商金】

・高度化事業の貸付先等に対する経営体質改善や環境変化への対応に向けた経営診断・助言【商金】

・経営基盤・技術力の強化を図るために合併等を行った建設業者に対する格付において優遇する特例措置の適用【監理】

R6.3.31時点

交付決定	件数	4,699
	金額（億円）	1,342.3
事業完了（執行額）	件数	4,699
	金額（億円）	1,266.7

グループ補助金の実績

R6.3.31時点

交付決定（廃止除く）	件数	507
	金額（億円）	251.0
事業完了（執行額）	件数	500
	金額（億円）	191.0

なりわい補助金の実績

なりわい補助金で復旧した「と畜及び食肉処理施設」

R5年度の主な取組みの実績・成果 | R6年度の主な取組内容・状況 今後の取組みの方向性　等 | 関連データ・写真等

（４）自然的経済的社会的条件からみて一体である地域における、同種の事業又はこれと関連性の高い事業を行う事業者の有機的な連携の促進及び産業の集積化

[関連予算]R5年度：3,634千円、R6年度：3,634千円

①新たな商品開発や販路開拓等に取り組もうとする県内事業者等に対し、産業技術センター等の支援を受けた農商工連携による商品開発、テストマーケティング、商談会への出展等に係る経費の一部を補助した。（補助実績：6件・1,570千円）【販ビ】

〇引き続き農商工連携により新商品開発等に取り組む県内事業者に対して支援を行っていく。【販ビ】

農商工連携による商品
（山鹿和栗アイス、パッションフルーツのプリン）

展示商談会への出展

（５）研究開発及び事業活動を担うべき人材の育成及び確保　[関連予算]R5年度：1,066,607千円、R6年度：1,339,928千円　（うち６月補正計上13,649千円）

①高等技術専門校及び技術短期大学校において、次世代の産業界を担うべき人材の育成（学卒者訓練）や在職者訓練、離職者訓練（委託訓練）を行った。（実績：R5年度の就職者数 102人、在職者訓練受講者数 75人、離職者訓練受講者数 1,046人（R6.3月末））【労雇】

②「くまもと移住定住・UIJターン就職支援センター」による県外の求職者や県内の求人希望企業等に対する継続的な支援、県外求職者が県内企業の採用面接を受ける際の交通費等の補助、大都市圏における本県への就職につながるイベントの開催等により、本県への人材の流入促進に取り組んだ。（R5年度実績：UIJターン就職者数 158人）【商政】

③「ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度」により県内に就職する若者の奨学金返還等を支援し、本県への人材の流入促進に取り組んだ。（実績：学生登録者数 217人、うち就職者 49人）【商政】

④企業向け相談窓口において、外国人労働者の雇用等に関する各種相談に対応した。（相談件数　417件）【労雇】

〇左記①、②（一部6補）、③、④（6補）のほか、次に掲げる事項等に引き続き取り組む。

- 技術短期大学校においてR6年度から「半導体技術科」を開設し、半導体関連を含む産業人材を育成。【労雇】
- 「ジョブカフェくまもと」による若年者の総合的な就職支援【労雇】
- キャリア教育推進のための県立高校におけるインターンシップの実施【高教】
- 企業における女性活躍促進に向けた、女性経営参画塾、女性リーダースキルアップ塾、女性社員キャリアアップ塾の開催等【男女】
- 民間教育訓練機関等を活用した障がい者の能力や適性に応じた訓練【労雇】
- 生活衛生関係事業者への専門技術講習会、建設産業における若手技能者の雇用促進等の人材育成支援【薬務、監理】
- 水俣・芦北地域雇用創造協議会が中心となって行う、環境関連産業や地域の農林水産物を活かすことができる食品関連産業などの地域に経済効果をもたらす企業の活動支援【地振】

技術短期大学校（半導体技術科）学校案内

県立高校における
インターンシップの様子

（６）中小企業における研究開発の推進及びその成果の普及並びに産学行政の連携の推進　[関連予算]R5年度：1,018,483千円、R6年度：898,328千円（うち６月補正計上86,989）

①「くまもと半導体産業推進ビジョン」における重点施策として、熊本大学とともに「くまもと3D連携コンソーシアム」を設立。熊本大学とコンソ会員による産学が連携した7つの共同研究プロジェクトを開始。（コンソ入会企業・団体111社・機関（R6.3月末））【産支】

②産業技術センターにおいて、「県内企業への技術支援」、「バイオ・食品、農産加工、材料・地域資源等に関する研究開発」、「国の資金の活用や企業からの受託による新技術・新製品の開発」等に取り組んだ。（R5年度実績：技術相談 4,430件、依頼試験 1,414件、カスタムメイド試験研究の実施 24件など）【産支】

③社内イノベーションを活性化するエコシステムの形成を図るため、県内企業の社内イノベータ候補に対する人材育成・教育プログラムを実施した。（R5年度は、14回開催し、16名が受講）【産支】

④災害からの創造的復興が着実に進む中で、半導体関連産業の更なる集積等により活気づく本県の姿を国内外に発信することを目的とした「くまもと産業復興エキスポ」をR6年2月28日、29日に開催。
（出展者数298者、来場者数10,180名）【商政】

〇左記①（一部6補）、②、③、④（6補）のほか、次に掲げる事項等に引き続き取り組む。

- 半導体関連企業の技術力と商品力強化に関する技術支援及びこれらによる売上げ向上を目的とした企業間連携強化とニーズ／シーズマッチングに関する支援を実施。【産支】（6補）
- 産学行政連携により県内企業の振興を図る「くまもと技術革新・融合研究会」が行うフォーラム開催等の支援【産支】
- R2.7月豪雨で被害を受けた球磨焼酎をはじめとする醸造食品関連企業の商品の再生や新商品開発に向けた支援（具体的には蔵付き微生物の収集・解析・保管、優良菌株の選抜、選抜した優良菌株を活用した新商品開発（味噌・醤油や焼酎）支援等）【産支】（6補）
- 情報通信、機械加工、設計開発などのものづくりの過程で必要となる「デジタル実装」の最新技術分野を習得するために、産学官連携により作成した総合的な技術者養成カリキュラムに基づき座学、実習などを織り交ぜた実践的な講座を行い、企業の生産現場を支える中核技術者（中堅社員、現場リーダー、工場長等）の育成支援。【産支】（一部6補）

三次元積層実装技術の活用イメージ

くまもと3Dコンソーシアム
オープンセミナー

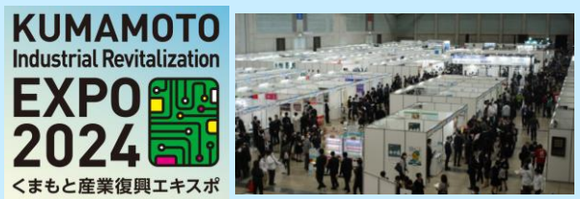

初開催のくまもと産業復興エキスポ

R5年度の主な取組みの実績・成果 | R6年度の主な取組内容・状況 今後の取組みの方向性　等 | 関連データ・写真等

（７）環境と調和のとれた産業活動の持続的な発展の促進　［関連予算］R5年度：47,794千円、R6年度：38,915千円（うち6月補正計上2,617千円）

①人と環境に優しい天然材料(セルロースナノファイバー等)及び製造プロセスの開発を目指し、「省エネ対策遮光材料の開発」などのテーマについて研究開発に取り組んだ。【産支】

②資源の循環的な利用の促進及び廃棄物の減量化等を図るため、県内で製造されたリサイクル製品を認証した(R5年度実績：新規2件)【循社】

〇左記②のほか、次に掲げる事項等に引き続き取り組む。

・産業廃棄物の排出抑制等に資する「3R向上が見込まれる先進的な施設の整備」、「リサイクル率向上、二酸化炭素排出抑制が見込まれる施設の整備」に対する補助【循社】

・CO_2排出削減に効果的なBDFの利用を促進するために、BDFの利用が期待される業界関係者（建設工事等）に対して行う普及啓発【循社】(一部6補)

BDF燃料を使用する移動式EV充電・発電機

（８）中小企業者の振興に資する企業立地の促進　［関連予算］R5年度：4,556,642千円、R6年度：6,637,193千円（うち6月補正計上2,152,135千円）

①本県の強みである半導体・自動車、成長分野・海外をターゲットとした積極的な誘致活動を進めるとともに、既立地企業が抱える課題(人材不足等)に関する支援等を行い、追加投資を促進した。(R5年度誘致企業立地協定件数：72件(過去最高))【立地】

②新規雇用を伴う工場等の新増設を計画する地場企業に対し、補助対象事業所の認定及び補助金交付を行った。(R5年度実績：認定 18件、補助金交付 6件)【産支】

〇左記①、②(一部6補)のほか、次に掲げる事項等に引き続き取り組む。

・企業誘致のために市町村が行う工業団地整備事業に対する補助【立地】

・「くまもと県南フードバレー構想」に基づく、県南地域への食品関連産業の集積を促進するための積極的な企業誘致活動【立地】(6補)

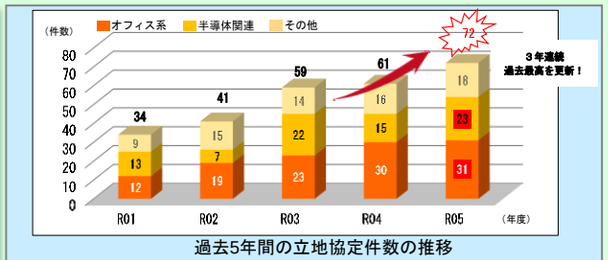

過去5年間の立地協定件数の推移

（９）中小企業者が国内外に向けて実施する事業活動で、地域の多様な資源、特性等を生かして行うものの促進　［関連予算］R5年度：4,537,599千円、R6年度：673,435千円（うち６月補正計上118,852千円）

①安全・安心な旅行により新たな熊本の魅力を再発見してもらい、周遊性の促進を図り経済効果を最大化させるため、LINE上で使えるデジタルクーポン「旅するくまモンパスポート」を実施。「くまモンからの贈り物」として、割引クーポンを配布する等、誘客拡大に取り組んだ。(友だち登録数：241,591人)【観振】

②地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に経済的効果がある事業計画を承認し、事業に伴う設備投資等を減税措置等で支援した。特に、高い先進性や経済的効果を有する事業については、設備投資への補助を行った。(R5年度実績：計画承認 43件、補助金交付 8件)【産支】

③R2.7月豪雨により被災した球磨焼酎の創造的復興に向け、蔵元による新商品開発や、国内外の酒類コンペティション、展示会、販売会への出展等への支援に取り組んだ。(R5年度補助実績：10件・3,614千円)【販ビ】

〇左記①、②、③(6補)のほか、次に掲げる事項等に引き続き取り組む。

・物価高騰等の影響を受ける宿泊事業者等に対する、県内のモデル地域になるような面的DX化の推進に資するシステムの導入等に係る経費への支援【観企】

・ 県外・海外からの誘客や農林水産物を含む県産品の販路拡大等における「くまモン」の効果的な活用【くまG】

・海外に設置した拠点(上海、香港、シンガポール)や配置したアドバイザー（台湾ほか)を活用した効果的な県産品の輸出支援、企業等の海外展開支援及び観光客誘客等【観国、販ビ】(一部6補)

・クルーズ船誘致に係る県内の寄港地ツアーの商品造成を促進するために国内・外国船社を招請して、県内観光地を紹介するファムツアーを実施【観振】(一部6補)

・地産地消の主旨に賛同し、県産品を販売もしくは使用する販売店・飲食店の地産地消協力店としての指定【流ア】(一部6補)

くまもと地産地消応援フェア
スタートイベント

八代港に寄港したクルーズ船

旅するくまモンパスポート
「くまモンからの贈り物」

（10）安心して子どもを生み、育てることができる雇用環境の整備　［関連予算］R5年度：32,415千円、R6年度：45,938千円（うち6月補正予算計上39,298千円）

①子育てを応援する店舗・企業などを「応援団」に登録し、ホームページや冊子等で紹介することにより、子育て応援の取組みが広がった。(「応援団」登録数(R5年度までの累計)：3,530件) また、R5年度は、AIとLINEを活用した子育て相談システム（聞きなっせAI)に多言語機能を追加し、本県に在住する外国人の子育て世帯等も利用できるように機能を拡充した。【子未来、労雇】

②企業のトップが自ら仕事と生活の充実に取り組むとともに、従業員の仕事と生活の充実も応援する「よかボス宣言」を行う「よかボス企業」等の普及促進に取り組んだ。(よかボス宣言企業数(R5年度までの累計)：1,042社)【子未来】

〇左記①について、引き続き「応援団」の募集・登録に取り組むとともに応援団の位置情報をくまもとデータ連携基盤共有ダッシュボードサービスに表示することでアクセスしやすいよう利便性の向上を図る【子未来】

〇左記②について、「よかボス企業」及び「まちのよかボス」の普及促進に加え、市町村も加えた地域課題解決に向けた取組みを継続し、よかボスのネットワークを更に広げ、結婚・子育て等に関する機運醸成を図る。【子未来】(一部6補)

聞きなっせAI くまもと

知事の よかボス宣言

R5年度の主な取組みの実績・成果 | R6年度の主な取組内容・状況 今後の取組みの方向性　等 | 関連データ・写真等

（11）女性、青年、高齢者等誰もが安心して働き、活躍することができる雇用環境の整備　[関連予算]R5年度：266,529千円、R6年度：225,437千円（うち6月補正計上42,812千円）

①働く人がいきいきと輝き、安心して働き続けられる「ブライト企業」をR5年度は新たに113社認定（より優れた企業である「プラチナブライト企業」1社を含む）した。これらの企業について、学生・保護者向けガイドブックや動画の作成によるPRを行うとともに、合同企業説明会の開催(8回)等による求人面の支援を実施した。【労雇】

②すべての求職者に対する身近な地域における就労相談窓口として県内10カ所に設置しているジョブカフェ・ブランチにより、相談者に寄り添ったキャリアカウンセリングや適性検査等の就労支援を行った。（R5年度実績：相談3,634件、就職決定 644件）。【労雇】

③県内6か所に設置した「障害者就業・生活支援センター」において、障がい者の就業相談や職場定着支援等を行った。（R5年度実績：一般企業への就職者数 291名）【労雇】

④企業における女性の活躍促進に向けた、「企業トップセミナー」を実施した。（R5年度セミナー参加者数：124名）【男女】

⑤熊本県総合福祉センターに高齢者無料職業紹介所を設置するとともに、各地域振興局に高齢者能力活用推進員を配置し、高齢者の就労支援と求人開拓を行う（一財）熊本さわやか長寿財団の活動を支援した。（R5年度実績：高齢者無料職業紹介所による就職者数 278人）【高齢】

〇左記①(一部6補)、②、③、④のほか、次に掲げる事項等に引き続き取り組む。

・就職氷河期世代の社会的、職業的自立に繋げるための相談体制の構築やe-ラーニング講座等の実施【労雇】

・ワークライフバランスの実現など誰もが働きやすい職場づくりを支援するための働きやすい職場づくり応援セミナーの開催【労雇】

・県民総参加で健康寿命を伸ばす「くまもとスマートライフプロジェクト」に賛同し、従業員等の健康づくりに取り組む企業や団体の「くまもとスマートライフプロジェクト応援団」としての登録促進及び企業・団体向けの健康づくりイベント、メルマガ等による情報提供【健づ】(6補)

・男女共同参画を推進するための「HiGO　ROCKa　Summit」の開催、男女共同参画に積極的に取り組む事業者(企業・団体)の表彰【男女】

〇左記⑤については、②のジョブカフェ・ブランチの人員を一部増員したうえで、窓口を統合し、様々な相談に対応できる体制を構築する。【労雇】

プラチナブライト企業認定式((株)八方建設)

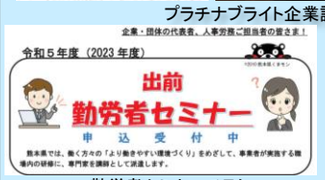

勤労者セミナーチラシ

障がい者雇用優良事業者表彰

HiGO　ROCKa　Summit

《Ⅲ　小規模事業者に関する取組み》

①**新型コロナの影響により売上が減少した「まちなか」(商店街)を構成する中小事業者等の売上回復に向けて、商店街組織等が実施する人流回復を図るための取組みに係る経費の一部を補助した**。（R5年度補助実績：150団体、219,860千円）【商金】

②**コロナ影響分析を踏まえた継続計画に沿って、商店街自らが、特色を活かし、地域や住民のニーズに答える多様性のある商店街に進化させていく取組みを支援**。（R5年度補助実績：3件、7,538千円)【商金】

③小規模事業者の経営改善や経営革新を支援するため、商工会・商工会議所等が行う、金融、税務、経理、労務等の様々な相談に対するきめ細やかな対応や、事業者のニーズに応じた専門家派遣、若手後継者等の人材育成、オープンネームによる事業承継の取組みなどを支援した。【商金】

④熊本地震やR2.7月豪雨の影響を受けた小規模事業者に対して商工会等が作成する経営支援プログラムと商工会等の助言を受けて事業者が作成する経営に関する計画等を踏まえた販路開拓や生産性向上等の取組みに係る経費を補助した。（R5年度補助実績：46件)【商金】

⑤県内企業におけるデジタル化・DXを推進するための製造現場への専門家チームの派遣、「プッシュ型」の専門家による経営者に対する個別訪問、機器整備の支援等に取り組んだ。（R5年度実績：専門家派遣 64回・33社、プッシュ型：100社)【産支】

〇左記③～⑤のほか、次に掲げる事項等に引き続き取り組む。

・中小企業者の生産性向上に向けたECサイトの構築や生産管理、受発注システムの導入等のデジタル化支援【商金】

・新型コロナの長期化、物価高等の影響にコロナ融資の償還等が重なり、経営状況の悪化した中小企業者が熊本県中小企業活性化協議会の支援を受けて取り組む事業再生等に向けた計画策定への支援【商金】

・よろず支援拠点等の関係機関と連携した小規模事業者等が抱える経営課題の解決に向けた総合的な支援【産支】

・中山間地域等の高齢者が住み慣れた家や地域で安心して生活を継続することができるよう、新たに地域の実情に応じた在宅サービス拠点や生活支援サービスの基盤づくりを行う者に対する支援【認地】

〇R6年度から新たに次に掲げる事項に取り組む。

・**小規模事業者の後継者の経営ノウハウ習得や専門家の活用、さらには事業承継後の技術習得等、それぞれのステップで必要となる取組みを支援**【商金】

・**物価高等により商店街等の個店(事業者)にあっては厳しい経営環境にある事業者が少なくないことから、商店街や同業種組合が実施する消費者の購買意欲を喚起する取組みを支援**【商金】

商店街等による まちなかのにぎわいづくり

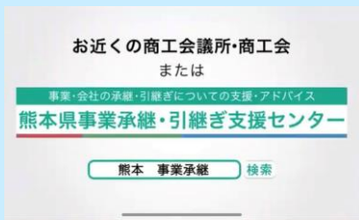

CMによる事業承継広報

支援した企業が導入した
ロックウェル硬度試験機

経済環境常任委員会報告資料⑤

UXイノベーションハブ整備方針について

経済環境常任委員会 報告事項

令和6年7月2日：産業支援課

UXプロジェクトについて

- 本県経済が将来にわたり、持続的に発展していくためには、半導体・自動車関連産業に続く**「第３の柱」となる新たな産業の創出**が必要。
- そのため、**空港周辺地域を拠点**に、**熊本の強みであるライフサイエンス分野※を中心として**、**ビジネス創出の好循環（エコシステム）形成を目指す「UXプロジェクト」を推進**。

※本プロジェクトにおけるライフサイエンス分野は、**医療・介護・健康・食・ビューティー・スマート農業等**を指す。

「UXに込めた想い」

U	YOU	身近な人から世界中の人々を「あなた」と表現
	結う	人と人、人と技術、人と情報を「結び」つける
	熊（ゆう）	熊本発の価値を追求する
X	CROSS	人と人、人と技術、人と情報をかけ合わせる
	未知	これから起こる未知のイノベーション

UXプロジェクトとは？

- 熊本県経済が将来にわたり、持続的に成長していくためには、半導体関連産業及び自動車関連産業に続く**「第三の柱」となる新たな産業創出**が必要
- **空港周辺地域を拠点**に、熊本県の強みである**ライフサイエンス分野***を中心として、ビジネス創出の好循環（エコシステム）形成を目指す「UXプロジェクト」を推進

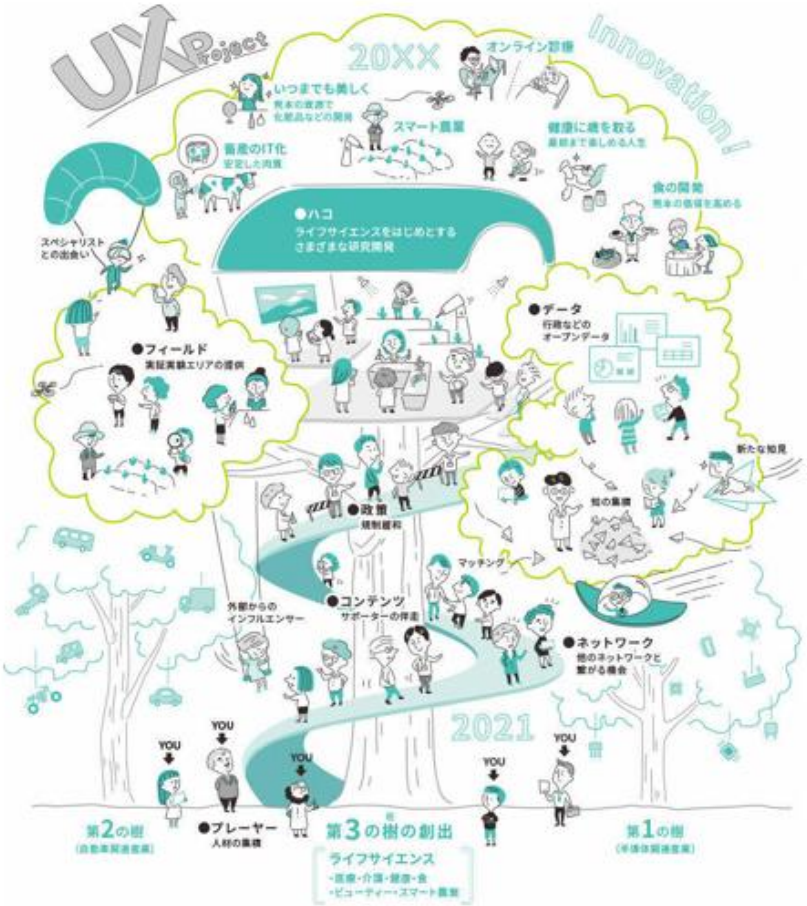

UXプロジェクト基本計画・実施計画（第１期）について

- 令和2年度から、**外部有識者を交えた委員会で、3つの構想・計画を策定**。今後10年間の基本的な考え方や重要な取組みを整理するとともに、直近の4年間で集中的に行う取組みを具体化。
- UXプロジェクトにて取り組むテーマを7つ定めており、その1つとして「**7 ハコ：プレーヤーの交流や共同実験を行うための施設を提供**」を設定。

1．背景と目指す姿

① 50年、100年後を見据えた新たな産業の柱の必要性

- 県経済の持続的発展のため、半導体、自動車関連に次ぐ、県内産業の新たな柱が必要

②ライフサイエンス分野における熊本県の強み

- 水資源など豊富な天然資源、全国トップクラスの農業生産
- 理工系の大学等から多数輩出される産業人材
- 創薬の研究等医療・薬学分野での高度な研究
- 医療、健康、食品等の分野のベンチャー企業の活躍

③ 阿蘇くまもと空港周辺地域における拠点性の高まり

- 半導体や自動車関連分野を中心に数多くの企業が立地
- 「大空港構想Next Stage」の取組み

本プロジェクトの目指す姿	ライフサイエンス分野を中心とした県内産業の「第３の柱」の創出

2．10年間の取組みの方向性

【阿蘇くまもと空港周辺地域を拠点とした「知の集積」】

全国から起業家・企業・研究者等が集い、生まれることによる賑わいの創出

3．基本計画と実施計画の策定

・県内産業の「第３の柱」の創出に向けた長期にわたる取組みを計画的に推進

【基本計画】：ＵＸプロジェクトの基本的な考え方と重要な取組みを整理
（期間）令和３年度～令和１２年度までの１０年間

【実施計画】：基本計画に掲げた取組みを具体化
（期間）令和３年度～令和６年度までの４年間

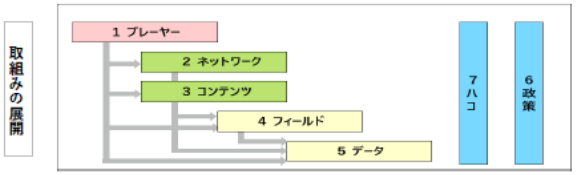

4．具体的な取組みの推進

基本計画（令和3年度～12年度）		実施計画（令和3年度～6年度）
1 プレーヤー ＵＸプロジェクトに参画するプレーヤーを育成、誘致	・スローガンの対外発信等による人材の発掘と呼び込み	・各種イベントの開催 ・影響力のある人材等の招聘 ・企業等の誘致 ・ＵＸプロジェクト会員登録制度の創設
	・人材育成プラットフォームの構築と運用	・ビジネスプロデューサー人材の育成 ・データサイエンティスト人材の育成 ・各種人材育成施策との連携
2 ネットワーク プレーヤーに対して、企業・研究機関等とつながる機会を提供	・オープンイノベーションプログラムと実証実験機会の提供	・企業等の協業に係る支援 ・ビジネス創出支援 ・技術の磨き上げ等の支援
	・つながる機会とクロスする場を通じた連携関係の構築	・イノベーションハブの整備 ・オンラインコミュニティの形成 ・県外、国外とのネットワークの構築
	・専門人材（コーディネータ）の配置による連携の促進	・専門人材の配置 ・企業・団体との連携による機能の確保
3 コンテンツ 各段階に応じて伴走する体制「チーム熊本」の整備、アイデア創出段階から支援する仕組みの構築	・支援体制「チーム熊本」の組成及び連携したサポートの実施 ・資金供給体制の整備	・支援企業・団体の集積（会員登録制度） ・チーム熊本の組成の推進 ・若手研究者に対する支援 ・資金供給体制の整備
	・アイデア創出のための学生・研究者向けプログラムの提供	・アイデア提案・実践プログラムの実施 ・アイデアやデータの蓄積と活用
4 フィールド 実証実験の場を提供	・実証実験フィールドの提供（規制緩和の見直し）	
5 データ ビジネスに結びつくデータにアクセスできる体制を整備	・データ連携基盤の構築	・データ連携基盤の構築に係る設計 ・ガイドラインの検討
	・県医師会・熊大との連携体制構築	・データ活用手順・手続きの整備 ・データの匿名化手続きの検討 ・KMNの研究開発等への試行運用
	・県・市町村・企業等が有する各種データとの連携	・健康データを活用したプロジェクト ・市町村等の健康データとの連携の検討 ・行政データとの連携の検討
6 政策 行政としての継続的支援	・行政側の長期的な支援体制の整備	
7 ハコ プレーヤーの交流や共同実験を行うための施設を提供	・新たな施設（イノベーションハブ、コワーキングエリア、共同実験エリア）の整備	・イノベーションハブの整備 ・大学、産業支援機関等との連携 ・既存施設の利用による場の早期提供 ・テクノリサーチパークの賑わいの創出

UXプロジェクトの各構想・計画における「ハコ」の記載について

- 基本計画、実施計画（第１期）の中で、「**テクノリサーチパーク周辺等においてイノベーションハブを整備**」、「**令和８年度までの開設予定**」であることを示している。
- UXイノベーションハブの機能の全体像、整備方針を記載した**「UXイノベーションハブ基本構想」を本年7月に公表予定**。

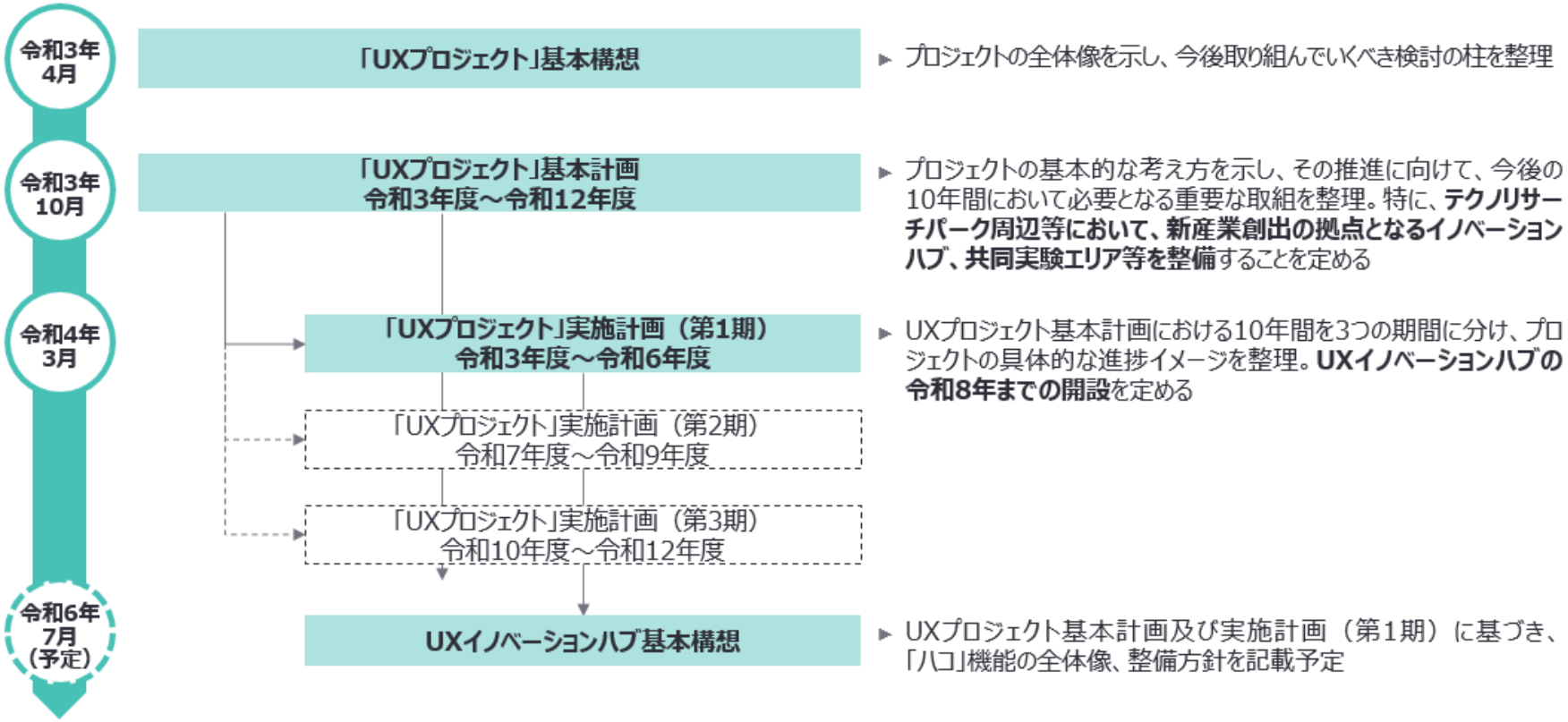

※**イノベーションハブ**
革新的な製品・サービス等を生み出し、それらを市場展開しうる科学的知見・技術的知見・社会科学的知見等、幅広い分野の知恵や技術を有する、企業を中心とするイノベーションの「主役（leading actors）」が集う基盤

（一般社団法人　日本経済団体連合会「『イノベーション立国』に向けた今後の知財政策・制度のあり方（2010.3.16）」より抜粋）

（参考）他県の参考事例（福岡市：Fukuoka Growth Next）

- **<u>官民が連携して運営する次世代の創業支援施設「Fukuoka Growth Next」</u>**は、福岡市立大名小学校の廃校をリノベーションする形で整備され、平成29年より開設。
- **<u>個室オフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース、イベントスペース、会議室、カフェ等の機能</u>**を持ち、多くのスタートアップ企業等が集まる場所。オープンで心地よい空間をもって、多くのコミュニケーションやアイデアを創出。

（施設外観）

（個室・シェアオフィス）

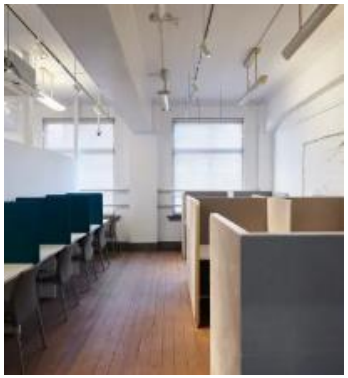

（コワーキングスペース）

（イベントスペース）

（会議室）

（カフェ）

（Fukuoka Growth NextのHPより写真、文章等を抜粋掲載：https://growth-next.com/）

UXイノベーションハブの整備場所について

- UXプロジェクトは、本県において進めている**「新大空港構想」の一環**として実施。県内外からの知の集積を図るにあたっては、**空港に近く、ライフサイエンス関連企業も立地しているテクノリサーチパークが適している**。
- **ハブの整備は、テクノリサーチパーク内の県有地のうち、下図①及び②において実施。**

＜空港周辺位置図＞

＜テクノリサーチパーク内位置図＞

UXイノベーションハブの全体像について

- UXイノベーションハブは、「起業家、企業、研究者等による研究開発」、「人と人、技術と技術のリアルな交流」を目指した拠点として整備。
- 新たなアイデア・プロダクトの共創拠点としての「**イノベーション創発機能**」、新たなサービス・プロダクトを広く生活者へ届ける拠点としての「**人流促進機能**」の２つをもってハブの全体像を設定。

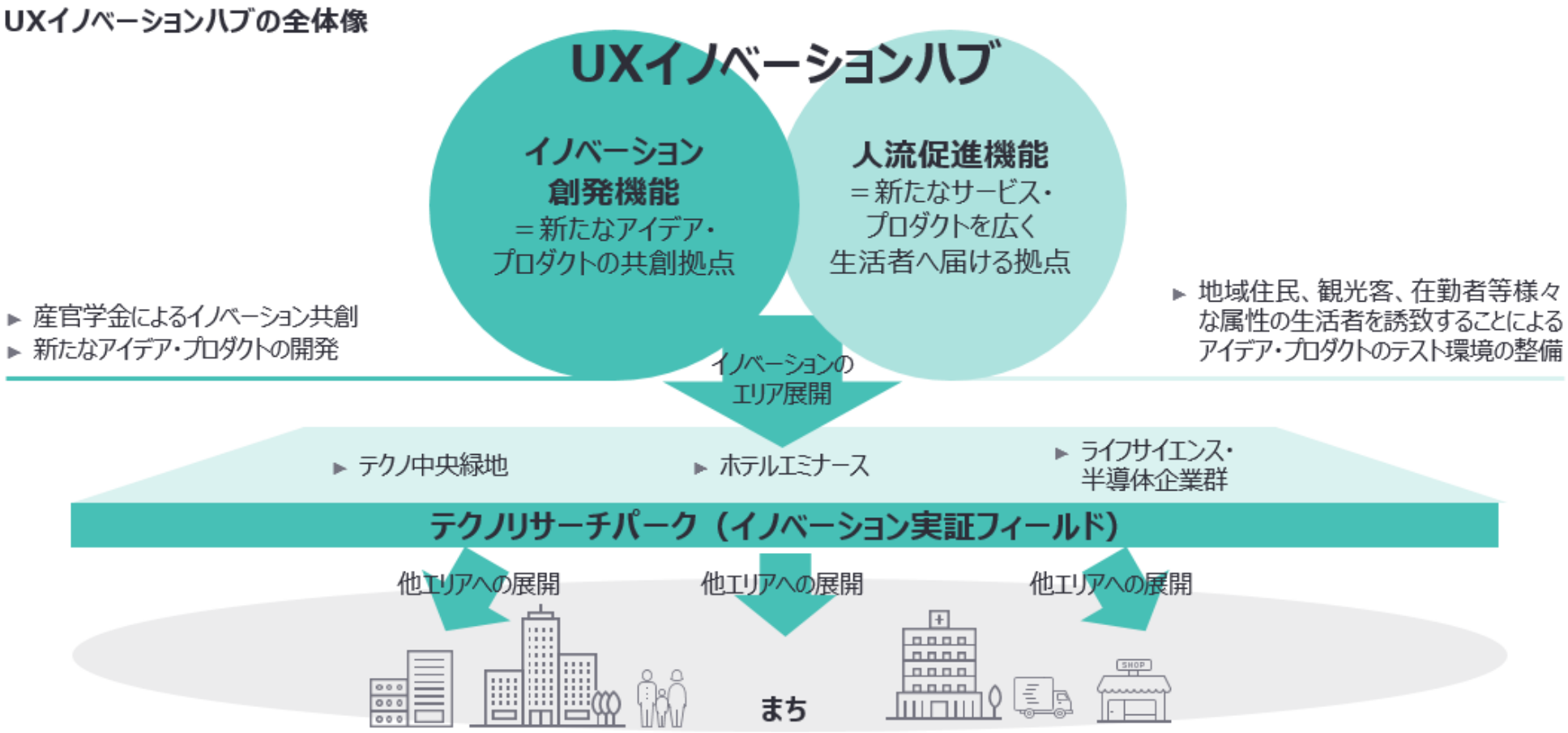

UXイノベーションハブの機能・ゾーニングイメージ

- UXイノベーションハブの具体的な機能としては、**「コワーキングスペース」、「展示・イベントスペース」、「専用オフィス・ラボ」、「共同ラボ」、「売店・カフェ等」、「テストマーケティングスペース」**等を想定。
- 多くの方に利用いただき、テクノリサーチパーク全体の賑わい創出に寄与する施設にするためにも、**民間の活力を利用**し、創意工夫が図られるように整備を推進。

UXイノベーションハブ　ゾーニングイメージ（※今後の検討により変更の可能性あり）

イノベーション創発機能

①コワーキング

②展示・イベントスペース

③専用オフィス・ラボ

④共同ラボ

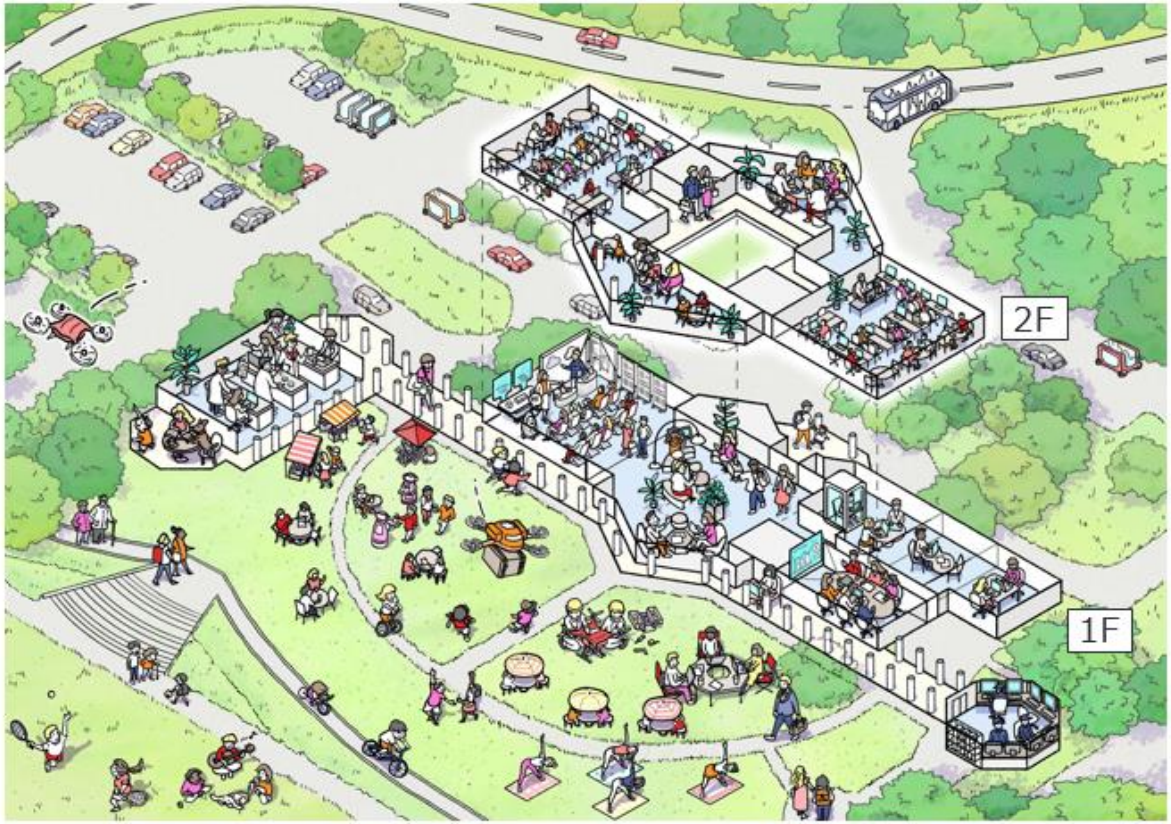

人流促進機能

⑤売店・カフェ等

⑥テストマーケティングスペース

⑦屋外広場（イベント）

区画ごとの整備方針案

- **<u>UXイノベーションハブは既存のテクノポリスセンターをリノベーションする形で整備</u>**。それに伴い、財団は電子応用機械技術研究所に移転。また、駐車場も併せて整備。

① テクノポリスセンター所在地（土地：県、建物：財団）

（整備方針）
✓ **<u>テクノポリスセンターをリノベーションする形でUXイノベーションハブを整備</u>**。

（整備方法）
✓ **<u>テクノポリスセンターを民間に売却</u>**し、**<u>民間事業者にてリノベーション工事を実施</u>**。
✓ リノベーション工事後、**<u>イノベーション創発機能の部分について、県がテナント入居</u>**することを想定。

② 財団施設跡地（土地：県）　※現在は更地

（整備方針）
✓ **<u>駐車場を整備</u>**。

（整備方法）
✓ 県有地を民間事業者に売却し、民間事業者にて駐車場整備に係る工事を実施。
✓ **<u>UXイノベーションハブの利用者や、テクノリサーチパーク入居企業等の利用を想定</u>**。

③ 電子応用機械技術研究所所在地（土地：県、建物：財団）

（運営方針）
✓ **<u>電子応用機械技術研究所は財団が引き続き所有</u>**。
✓ **<u>財団執務室をテクノポリスセンターから電子応用機械技術研究所に移転</u>**し、従前の貸しオフィス機能とともに運営。

区画ごとの売却方針案

- **<u>①②の県有地及びテクノポリスセンター（財団所有）については、民間事業者に売却</u>**。売却先は「UXプロジェクトの推進に資する施設整備の提案」を求めるプロポーザル公募形式で決定。
- **<u>③の県有地については、当該土地に電子応用機械技術研究所を所有する財団に売却</u>**。
- **<u>３敷地合計442,670千円の売却金額</u>**を見込み、歳入予算として計上。

※　売却最低金額はR5年度に実施した不動産鑑定価格にて設定。プロポーザル公募開始までに財産審議会にて売却金額について諮問予定。

① テクノポリスセンター所在地（土地：県、建物：財団）

（売却方針）
- ✓ **<u>県が土地、財団が建物を民間事業者に対して売却</u>**。
- ✓ 売却先は「UXプロジェクトの推進に資する施設整備の提案」を求めるプロポーザル公募形式で決定。本プロポーザル審査にて採択した事業者に、県・財団ともに売却。

（売却最低金額）
- ✓ 県有地：**<u>183,000千円</u>**（約1.7ha）

② 財団施設跡地（土地：県）　※現在は更地

（売却方針）
- ✓ **<u>県が民間事業者に対して土地を売却</u>**。
- ✓ 売却先は、①の土地と同様に**<u>プロポーザル公募形式</u>**で決定。

（売却最低金額）
- ✓ 県有地：**<u>110,670千円</u>**（約0.7ha）

③ 電子応用機械技術研究所所在地（土地：県、建物：財団）

（売却方針）
- ✓ **<u>県が財団に対して土地を売却</u>**。（建物は財団が引き続き所有）
- ✓ 建物は引き続き財団が所有することになるため、当該土地は性質・目的上競争入札に適しないものであるため、随意契約により土地を売却する。（同様の過去事例あり）

（売却最低金額）
- ✓ 県有地：**<u>149,000千円</u>**（約1.1ha）

合計売却最低金額：**<u>442,670千円</u>**

UXイノベーションハブの整備スケジュールについて

- 令和８年度までの開設に向けて、**今年度中にプロポーザル公募～審査・採択を実施**したうえで、**令和７年２月議会にて財産の処分に係る議案を提出**する想定。
- 県有地及び財団所有のテクノポリスセンターの**売買契約締結は令和７年３月中**を予定。

UXイノベーションハブの整備スケジュール（案）

R6.6	R6.7	R6.9-10	R6.11	…	R7.2-3	…	R8年度
【6月議会】 ・予算案の審議 ・経済環境常任委員会への報告	・「UXイノベーションハブ基本構想」の公表	売却のためのプロポーザル公募実施期間	売却先選定審査・採択		【２月議会】 ・財産の処分に係る議案の提出 ・売買契約締結		「UXイノベーションハブ」開所